

令和4年度第2回香芝市都市経営市民会議 議事要旨

- ◆開催日時 令和4年11月29日(火)午後2時30分～午後4時30分
- ◆開催場所 香芝市役所本庁舎3階第1会議室
- ◆出席者 中川会長、平越副会長、植田委員、川田委員、縄田委員、萩原委員、松田委員
(計7名)
- ◆事務局 企画部:福森部長
企画政策課:森脇課長、吉谷主幹、浅田主任、高橋主事、南浦主事
- ◆議題 (1)第5次香芝市総合計画及び第2期総合戦略の進捗管理
(個別事業の方向性の検討)について
(2)受益者負担の適正化指針作成について

議題について

- (1)第5次香芝市総合計画及び第2期総合戦略の進捗管理(個別事業の方向性の検討)について
令和4年度の事中評価の結果や内容について、意見を伺った。

<意見及び質疑>

- 事中評価の結果が次年度の予算編成の裏付けとなることなど、評価の目的を改めて所管に認識いただければ、より意義深いものとなる考える。
また、事業を大きく転換するときや方向性の判断に迷ったときには、積極的に都市経営市民会議での評価を求めていただき、予算要求時の論理構成などに活用いただければよいと思う。
- 施策5「家庭・地域・学校の連携」②-1「青少年体験交流事業」及び②-2「青少年健全育成事業」について、3視点評価の必要性・有効性が低い結果となっているが、「方向性の内容(改善策)」には「市民ニーズが高い」「活動の一層の充実を図る。」と3視点評価の結果と相違する記載がある。また、今後の方向性の所管判定についても、「現状維持」とされているが、判断が妥当であるか、改めて検証いただきたい。
- 施策18「農業の振興」①-2「地産地消推進事業」について、米の価格低迷が続いているため、農業を辞められるケースも多くあり、遊休農地が年々増えている。これを食い止めるためにも、酒米の作付け面積の拡大には積極的に取り組んでいただきたい。
- 本質的な市政のあり方への意見となるが、実施するとして公表したことについては、市民にその進捗を報告する義務があると考え。掲げるだけでなく、最後の総括まで責任を持って、説明責任を果たしていただきたい。

- 施策2「子育て支援の充実」①-1「地域子育て支援拠点事業」のファミリー・サポート・センター事業について、可能な部分はデジタル化するなど、効率的な運用を検討いただきたい。また、事故の予防や啓発の観点で、サポート会員への定期的な研修を実施していただきたい。
- 施策17「商工業の振興」について、香芝みらい塾や補助金制度など、県下でも先導的な取り組みであり、市内企業の活性化に寄与していると思う。地域ブランド KASHIBA+は、方向性やPRの方法について、工夫していく必要がある。
- 香芝市のようなベッドタウンでは、人口減少や少子高齢化といった全国的な課題が意識されにくく、慢心状態に陥りやすい。一方で、過疎や高齢化が喫緊の課題となっている地域では、課題解決に直結した政策が積極的に打ち出されている。今後の課題への備えとして危機感を持つべきということ以上に、危機感がなければ、行政機能は停滞すると考えるため、今後はより一層危機感をもって、地域課題に根差した政策を推進していただきたい。
例えば、生涯学習や文化振興の分野では、施設利用者や稼働率を評価指標とされているが、社会的に恵まれた方が施設を利用していればそれだけでよいのかというと、そうではない。
特に社会的に弱い立場の方も、文化・芸術活動に参加するための支援が必要だと考える。
また、小中学校との連携においては、部活動でのスポーツ部は外部の指導や支援を受けやすいが、文化部にはそのような支援は乏しい。社会教育的な立場からも、市や市民活動団体がバックアップしていくことも必要だろう。
これらのような取り組みを進めていくためには、総合的な評価指標だけでなく、より具体的に地域課題に切り込んだ評価指標を定め、推進していかなければならない。

(2) 受益者負担の適正化指針作成について

施設の使用料等の受益者負担適正化に向けたスケジュール及び基本的な考え方を説明し、意見を伺った。
<意見及び質疑>

- 奈良県内12市の決算データ、平成13年以降のものを指数化し、比較したところ、香芝市が12市で手数料が最低の収入状況となっていた。この原因は、現在明確になっていないが、このような要因を理解したうえで、今後の方向性を定めるべきである。
- 施設の統廃合計画がある場合、施設の利用料金の適正化と同時に検討をしていく必要がある。
利用者の側になれば、閉鎖施設の代替施設がどこか等の具体的なイメージがないと、料金が適正かどうかの判断がつきにくいものとする。
また、料金改訂となる場合は、施設を利用する市民・団体に、事前説明を十分に行い、納得感を持ってもらうことが必要であり、一番大変な部分である。
その点では、施設を所管している部署と十分にすりあわせをして検討を進めていく必要がある。

- 今回の検討にあたって、公民館など利用料金がかかっていないものは、対象外としているのか。
→ (事務局) 利用料金がかかっていないものは今回対象外としている。

- 施設を市民が利用する場合、各施設の性質に応じて利用を制限しているのか。
→ (事務局) 公序良俗の範囲内等の要件はあるが、各施設によって特段の制限は設けていない。

- 他市の事例であるが、施設利用において特定グループが独占して利用している場合があった。
また、特定グループに入らないと施設の利用が制限されるといった問題があったが、そのような不当な制限等がないようにしていただきたい。

- 検討にあたっては減免措置も併せて考える必要がある。特定団体への減免措置をそのまま継続すると、料金改訂があった場合、当該団体は減免措置があり、他の利用者に比べ影響が小さく、優位性がより高まるといったことにもなる。施設個々の事情もしっかり見て検討を進める必要がある。

- 二上山博物館が検討対象となっているが、博物館は教育施設であり、娯楽施設ではない。
小・中学生は積極的に博物館を利用してもらい、そこに関して料金をとる必要はないと考える。

以上